



生徒指導だより

みつがしわ

令和5年6月2日
笠間市立笠間中学校
生徒指導部

自転車の乗り方には、十分に注意しましょう。

「自転車通行可」の標識を確認しましょう。

自転車は、基本的に軽車両と位置付けられており、走行する際には道路の左側端を走ることになっています。しかし、「自転車通行可」の標識のある場所では、歩道を通行することが許されています。笠間中学区内には、あちこちに「自転車通行可」の標識があり、実際に中学生のみなさんも通行していると思います。

しかし、歩道は歩行者優先です。歩行者が安心して安全に歩くために、自転車が歩道を通行する際には、「車道側を一列で」、「いつでも止まれるスピードで」通行しなければなりません。



ヘルメットの着用努力義務について

令和5年4月1日より、道路交通法第63条の11第1項で、「自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない」となり、全ての自転車利用者について乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。自転車を乗っている際の交通事故の被害を軽減するには、ヘルメットが大きな役割を果たします。学校の登下校時はもちろん、下校後に自転車を乗る際にも、ヘルメットを着用するようにしましょう。

「自転車安全指導カード」を知っていますか？

自転車安全指導カード

- 1 信号を守りましょう。
- 2 歩道では歩行者の通行を優先させましょう。
- 3 一列で走行しましょう。
- 4 「止まれ」の標識のあるところでは、必ず止まって安全確認をしましょう。
- 5 暗くなったら、ライトをつけましょう。
- 6 二人乗りはやめましょう。
- 7 運転中にスマートフォンを使ってはいけません。
- 8 運転中にヘッドホンを使って音楽を聴いてはいけません。
- 9 傘さし運転は危険なのでやめましょう。
- 10 踏切を渡るわたるときは、必ず止まって安全確認をしましょう。
- 11 車道では左側を走りましょう。
- 12 自転車の整備をしましょう。
ブレーキ・ハンドル・ライト・反射器
その他 ()
- 13 その他 ()

取扱者 ○○警察署・隊 ○○係 氏名○○○○

先日、笠間警察署の交通課の方と話す機会がありました。中学生の自転車の乗り方や整備について違反等が確認できた際には、「自転車安全指導カードを渡しています」という話を聞きました。笠間中学校の生徒でも「受け取りました」という報告があり、「今後、注意して乗りたいと思います」と反省の言葉を聞くことができました。

自転車の乗り方は、いくら注意してもし過ぎということはありません。たとえば、自分が交通ルールを守っていたとしても、他の車両等が交通ルールを守っていなかったり、注意を怠ったりしていたら、交通事故に巻き込まれる可能性があります。

ご家庭でも、自転車の乗り方について、よく話をしていただきたく思います。

※ 左のカードは、実物をもとに作成しました。